

和光市下水道排水設備指定工事店等に対する処分の基準

1 趣旨

この基準は、和光市下水道排水設備指定工事店規程（平成26年公規管規程第6号。以下「規程」という。）第11条第2項又は第21条第1項に掲げる処分の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 違反行為の種類及び点数

管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、指定工事店及び責任技術者が、条例、和光市下水道条例施行規程（平成26年公規管規程第5号。以下「施行規程」という。）又は規程に違反する行為に該当したときは、別表第1に定める違反行為の種類に対応する点数を付加するものとする。なお、規程第11条第2項第2号又は第21条第1項第2号及び第3号に定める違反行為があった場合は、違反行為の内容を精査して、管理者が点数を決定し、付加するものとする。

3 処分の基準

管理者は、前項目に規定する点数が、別表第2に掲げる点数の区分に達したときは、当該処分内容に掲げる処分を行うものとする。

4 累積点数の有効期間

3に規定する点数の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 点数の累積を行った日から起算して1年間とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、有効期間の満了日前にさらに点数の累積を行った場合の有効期間は、当該点数の累積を行った日から起算して1年間延長するものとする。

5 通知

違反行為及び処分の通知の方法は、次のとおりとする。

- (1) 違反行為の通知は、和光市下水道排水設備指定工事店（責任技術者）違反行為通知書（様式第1号）により、その旨を当該違反行為があった指定工事店及び責任技術者に通知するものとする。
- (2) 警告の通知は、和光市下水道排水設備指定工事店（責任技術者）違反行為警告書（様式第2号）により、その旨を指定工事店及び責任技術者に通知するものとする。

6 周知

取消し又は停止の処分を行ったときは、関係機関に通知する。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

8 改正施行日

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

違反行為の種類及び点数

号	違反行為の種類	違反点数	処分対象	該当条項
1	排水設備等の計画の確認を行わずに、 又は確認を受けた事項の変更の確認を 受けずに施工した場合	100点	指定工事店 責任技術者	条例第6条
2	排水設備等の工事完了後5日以内に完 成届を提出せず、検査を受けない場合	100点	指定工事店 責任技術者	条例第7条第1項
3	使用開始・休止・廃止・再開の届出を、 当該使用開始・休止・廃止・再開の5 日前までに提出しない場合	100点	指定工事店 責任技術者	施行規程第12条
4	指定工事店証の掲示を怠った場合	50点	指定工事店	規程第8条第2項
5	指定工事店証若しくは責任技術者証を き損又は紛失時に、再交付を受けない 場合	50点	指定工事店 責任技術者	規程第8条第3項 第16条第4項
6	指定若しくは登録の停止の処分期間中 に、指定工事店証若しくは責任技術者 証を返納しない場合	100点	指定工事店 責任技術者	規程第8条第5項 第16条第5項
7	不誠実な行為と市長が認めた場合	50点	指定工事店 責任技術者	規程第9条第1項
8	正当な理由がなく工事の施工を拒否し た場合	100点	指定工事店	規程第9条第2項 第1号
9	適正な工費で施工しなかった場合	50点	指定工事店	規程第9条第2項 第2号
10	工事契約に際して、工事金額、工事期 限その他必要事項を明確に示さない場 合	50点	指定工事店	規程第9条第2項 第2号
11	工事の全部又は大部分を第三者に委託 し、又は請け負わせた場合	50点	指定工事店	規程第9条第2項 第3号

1 2	指定工事店としての自己の名義を、他の業者に貸与した場合	50点	指定工事店	規程第9条第2項 第4号
1 3	責任技術者に設計及び施工を行わせなかった場合	100点	指定工事店	規程第9条第2項 第6号 第20条第1項
1 4	不可抗力等以外で、工事完了検査合格後1年以内に生じた故障等は無償で補修しない場合	100点	指定工事店 責任技術者	規程第9条第2項 第7号
1 5	検査時に責任技術者を立ち合わせなかった場合	50点	指定工事店	規程第9条第2項 第9号 第20条第2項
1 6	検査に不合格の後、10日以内に補修して再検査を受けない場合	100点	指定工事店 責任技術者	規程第9条第2項 第10号
1 7	自己の責に帰すべき事由により市に損害を与え、損害額を賠償しない場合	100点	指定工事店 責任技術者	規程第9条第2項 第11号
1 8	登録事項の変更の届出を怠った場合	50点	指定工事店 責任技術者	規程第10条第2項 第16条第3項
1 9	排水設備工事の業務の時に、責任技術者証を携帯していない場合	50点	責任技術者	規程第16条第2項
2 0	2つ以上の指定工事店の責任技術者を兼ねていた場合	100点	責任技術者	規程第20条第3項
2 1	正当な理由なく事務連絡会に欠席した場合	100点	指定工事店	規程第24条第2項
2 2	工事中の事故等により第三者に損害を与えた場合	100点	指定工事店 責任技術者	
2 3	工事中に適正な安全管理を施さなかった場合	100点	指定工事店 責任技術者	
2 4	他の自治体において処分を受けた、若しくは営業に関し罰金以下の刑に処せられた場合	100点	指定工事店 責任技術者	
2 5	道路占用許可等の申請を行わずに工事等を行った場合	100点	指定工事店 責任技術者	
2	届出等に虚偽の記載事項があった場合	100点	指定工事店	

6			責任技術者	
2 7	指定若しくは登録の停止の処分期間中に違反行為を行った場合	300点	指定工事店 責任技術者	
2 8	違反行為を故意に行った場合	200点	指定工事店 責任技術者	
2 9	違反行為について、法令等の規定に適合又は相応させるための必要な措置を講じない場合	100点	指定工事店 責任技術者	

備考

- 1 指定工事店又は責任技術者が、1つの排水設備等の工事等に関し、2以上の違反行為等を行った場合の付加点数は、当該違反行為の付加点数の内で最も高い点数とする。

別表第2

処分の基準

累積点数	処分内容
100点から199点まで	警告
200点から299点まで	1箇月間の指定又は登録の停止
300点から399点まで	3箇月間の指定又は登録の停止
400点から499点まで	6箇月間の指定又は登録の停止
500点以上	指定又は登録の取消し